

# 女性の人生 いろいろ ありますよね!

長い人生には山あり谷あり…  
その中で、女性が直面することが多い出来事に活用できる権利を、改めて見てみましょう。

これまで多くの女性たちが力を合わせて運動し勝ち取ってきた権利です。  
イキイキと働き続けられるよう今ある権利をよく知り、協力し合って行使するとともに、今後も要求をまとめ拡充させていきましょう。

国家公務員の休暇制度等は、国家公務員法や一般職の職員の勤務時間・休暇等に関する法律（勤務時間法）、人事院規則（人規）、国家公務員の育児休業等に関する法律（育児法）等により規定されています。

・人事院規則 10-7：女性職員及び年少職員の健康、安全及び福祉

ここに挙げた制度以外にも使える制度はいろいろあります。詳しくは職場の労働組合へ。

非常勤職員にも適用される制度（一定の取得要件あり）があります。制度名の後ろに「※」で表示しています。



希望に燃えて  
就職しました

## 就職

◆生理休暇（人規）※  
就業が著しく困難な場合就業させてはならない。連続する2日、時間単位での取得可。病休としてカウントされない。

## 結婚



◆結婚休暇（勤務時間法）5日

## 妊娠

◆通勤緩和（人規）※  
医師等の指導により時差勤務・時間短縮。勤務時間の始めまたは終わりに1日1時間  
◆健康診査・保健指導（人規）※  
23週まで 4週に1回  
24～35週まで 2週に1回  
36～出産まで 1週に1回  
産後1年まで その間1回

これには赤ちゃんと、つらいつわりを乗り越え、難関時と不安の日々



## 出産

◆産前・産後休暇制度（人規）※  
産前6週（多胎児14週）  
産後8週  
◆配偶者出産休暇（人規）  
2日 時間単位で取得可  
◆男性の育児参加休暇（人規）  
5日 産前産後の間、出産の子や就学前の子対象、時間単位で取得可



## 育児



◆子どもの看護休暇（人規）※  
就学前まで年5日（2人以上は10日）  
時間単位取得可、予防接種、検診も可

育児は夫婦一騎が楽しいね! お父さん! 頑張らないで早く帰ってきて

## 退職



誰かと違って老後は健康とお金から5- 減る一方の給料 年金、老後の備えに不安が...

家族と過ごす大切な時間大事にしたいね! 旅行もしたいけど、お金も時間もない! 家のローンも...子どもの成長が楽しみ!

◆介護休暇（勤務時間法）※  
連続する6ヶ月の期間内で日単位または時間単位で取得可。

対象範囲：配偶者、父母、子、配偶者の父母  
【以下は同居が条件】祖父母、兄弟姉妹、孫、継父母、子の配偶者、配偶者の子 無給

◆短期介護休暇（人規）※  
2週間以上の要介護状態、  
1年に5日（要介護者2人以上は10日）、時間単位取得可

## 介護



お母の介護大変! 誰か助けて!

